

目次

農林業関係の動き

- 第69回地方植樹祭が白河市で開催されました
- 「農事組合法人ひかり」の園芸用(菌床椎茸)施設落成式が開催されました
- しらかわ広域連携グリーン・ツーリズム推進協議会会議を開催しました

コラム

- ～西郷村立川谷小学校で阿武隈川の生きもの調査を実施しました～

お知らせ

- 農作業時の熱中症に注意しましょう！
- 農業用ため池の届出制度が始まりました
- 野生きのこの出荷制限について

農林業関係の動き

第69回地方植樹祭が白河市で開催されました

令和元年6月10日(月)に白河市の葉ノ木平震災復興記念公園において、第69回地方植樹祭が開催され、参加者が豊かな緑を次世代に残そうと植樹活動に取り組みました。

当日は小雨も降る肌寒い天気でしたが、主催者等の式辞やあいさつの後、白河市立ひがし幼稚園の園児42名による元気いっぱいな「緑の誓い」が行われ、参加者94名が緑に親しみ、守り育てる思いを新たにソメイヨシノ等の植樹活動を行いました。

また、今年の記念植樹は天皇陛下の御即位を記念し、平和で豊かな我が国を願う植樹としても実施されました。

来年の地方植樹祭は棚倉町で行われる予定です。



記念植樹の様子



園児による植樹活動の様子

【森林林業部】

「農事組合法人ひかり」の園芸用(菌床椎茸)施設落成式が開催されました

令和元年6月18日(火)に「農事組合法人ひかり」のしいたけ生産施設が西白河郡泉崎村の中核工業団地に完成し、その落成式が行われました。

この施設は、生育棟と培養棟を合わせて、延べ床面積が約9,500㎡あり、菌床によるしいたけが年間550tを目標に生産されます。

また、「いわきゴールドしいたけ」と連携して、計画的かつ安定的な生産・販売を目指しており、本格的に生産が開始されれば、県内で2番目に大きなしいたけ生産施設となります。

この施設が、泉崎村における地域産業の振興や雇用拡大だけでなく、本県の特産林産物の生産振興にとっても、大きな起爆剤となることが期待されます。



落成式の様子



施設で栽培されている菌床しいたけ

【森林林業部】

しらかわ広域連携グリーン・ツーリズム推進協議会会議を開催しました

令和元年6月20日(木)に白河市表郷公民館第1研修室において、しらかわ広域連携グリーン・ツーリズム推進協議会会議を開催し、昨年度の事業実績及び本年度の事業計画等について協議しました。

構成員からは、昨年度に引き続き、近年の教育方針の変化による教育旅行への影響に関することや今後の取組みの必要性として、宿泊施設やGAP取得農家との連携、都会の人へ向けての非日常体験として農村体験を考えること等の意見も挙がり、県南地方のグリーン・ツーリズム交流人口拡大に向けての可能性を共有する有意義な会議となりました。

農林事務所では、今後も県内外へのPRを行い、管内グリーン・ツーリズムの推進を目指します。



会議の様子

【企画部】

～西郷村立川谷小学校で阿武隈川の生きもの調査を実施しました～

今年度、西郷村立川谷小学校と連携して取り組む「畑の学校」事業の一環として、6月14日（金）に阿武隈川の生きもの調査を実施しました。（川谷小学校は阿武隈川源流の近くに位置しています。）

当日は、生きもの調査開始前に県農村基盤整備課の職員による紙芝居「ため池とハザードマップ」が発表され、ハザードマップの見方や重要性を教えてもらいました。児童からは実際のハザードマップを見ながら「ここにいたら危ないってこと？」などの質問もあり、防災・減災の意識づくりのきっかけになりました。

続いて生きもの調査の開始です。アクアマリンふくしまの春本宜範さんはるもとよしのりと戸倉溪太さんとくらけいたから生きもの探し方やコツを教えてください、いよいよ川の中へ！

生きものが隠れやすい草むらの近くや岩場などを上流から下流に向かって足踏みで網の中に追い込みながら捕まえました。

ヤマメやイワナといった川魚、鳴き声がきれいで昔は家庭でも飼育されていたカジカガエル、ゲンゴロウやヤゴなどたくさんの生きものを見つけることができました。

春本さんの講評では、「ここには外来種や県外から持ち込まれた生きものがおらず、本来の自然が保たれた大変貴重な環境です。皆さんでこれからもこの自然を守ってってください。」とのお話をいただきました。

今回の調査を通じ、児童の皆さんに自然を大切にする気持ちが芽生えてくれることを期待します。



紙芝居「ため池とハザードマップ」で防災・減災について勉強



イワナやヤマメ等、川魚もたくさん捕まえました。



どんな生きものが見つかるかワクワク！

【農村整備部】

農作業時の熱中症に注意しましょう！

今夏も、全国的に日々猛暑が続くと予想され、農作業中の熱中症対策が重要です。農作業を行う際は、帽子を被り、熱を逃がしやすい服装で、できる限り2人以上で作業しましょう。

また、涼しい場所でこまめに休憩を取り、水分や塩分を補給しましょう。

もし作業中に気分や体調が悪くなった場合は作業を中断し、日の当たらない涼しい場所に移動して、水分補給を行い首や脇の下など身体を冷やしましょう。

症状が重度の場合は、直ちに病院へ行きましょう。

【農業振興普及部】

農業用ため池の届出制度が始まりました

平成30年7月豪雨など、近年、豪雨等により多くの農業用ため池が被災し甚大な被害が発生しています。このため、農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止するため、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が平成31年4月19日に制定され、令和元年7月1日に施行されました。

本法律の施行に伴い、既存農業用ため池の所有者または管理者は、施行日から6か月以内に県知事に届出を行う必要があります。（ただし、国や地方公共団体が所有するため池は除きます。）

- Q 届出が必要となるため池は？ ⇒ 農業用に利用される全てのため池です。
【※現在農業用に利用されていない施設でも、過去に農業用に利用され、今でも利用可能な状態にある場合には、届出が必要です。】
- Q 届出の期限は？ ⇒ 法律の施行日以降、農業用ため池を設置や廃止する時、又は届出情報に変更があった場合、遅滞なく届出する必要があります。
【※法律の施行日前に設置された施設については、施行日から6ヶ月以内に届出する必要があります。】
- Q 届出をすべき人は？ ⇒ 農業用ため池の所有者です。
【※法律の施行日前に設置された施設については、所有者又は管理者のいずれかです。】

届出すべき情報や届出様式等の詳細は、**県南農林事務所農村整備部農地計画課（0248-23-1586）**又は市町村にお問い合わせください。

【農村整備部】

野生きのこの出荷制限について

野生きのこの出荷・提供・販売はできません！！

県南地方におきましては、下記のとおり全市町村で野生きのこの出荷制限等の指示が出されていますので、**野生きのこの出荷、提供、販売をしないよう御注意ください。**

品目	市町村
野生きのこ	全市町村（ <u>棚倉町は採取も制限</u> ）

なお、近隣市町村（他県を含む）は下記ホームページ等でご確認ください。

◇ふくしま新発売（福島県ホームページ）

<http://www.new-fukushima.jp/>

◇きのこや山菜の出荷制限等の状況について（林野庁ホームページ）

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/tokuyou/kinoko/syukkaseigen.html>

【森林林業部】



お問い合わせ

福島県県南農林事務所 企画部 地域農林企画課

住所 福島県白河市昭和町 269 番地（白河合同庁舎 4 階）

TEL 0248-23-1576 FAX 0248-23-1590

ホームページ <http://www.plef.fukushima.lg.jp/sec/36230a/>

